様式第七号（第百六十五条の四関係）

（表面）

介護保険検査証
（法第百九十七条関係）

（裏面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

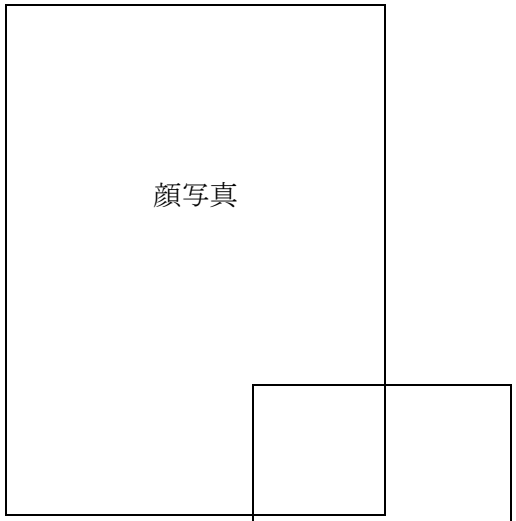

厚生労働大臣又は
都道府県知事
印

官職又は職名　氏　名　　生年月日

介護保険法(抄)

（報告の徴収等）
第百九十七条　（省略）
2　（省略）
3　厚生労働大臣又は都道府県知事は、医療保険者に対し、納付金の額の算定に関して必要があると認めるときは、その業務に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。
4　第二十四条第三項の規定は、前項の規定による検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。
第二百七条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、清算人又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
一　（省略）
二　第百九十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
2　（省略）

備考　この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。